		上、幅が一・六九メートル以上、最遠軸距が二・五〇メートル以上及び輪距が一・三〇メートル以上のもの（以下この表において「特定普通免許標準試験車両」という。）
［略］	［同上］	
大型仮免許	大型仮免許	
一　第一項に規定する方法により行う技能試験（ＡＴ自動車を使用して行うものに限る。）にあつては、最大積載量一〇、〇〇〇キログラム以上の大型自動車（ＡＴ自動車に限る。）で長さが一一・〇〇メートル以上、幅が二・四〇メートル以上及び最遠軸距が六・九〇メートル以上のもの（自衛隊用自動車である大型自動車を練習のため若しくは試験等において運転しようとする者については、最大積載量六、〇〇〇キログラム以上の大型自動車（ＡＴ自動車に限る。）で長さが六・六五メートル以上、幅が二・四〇メートル以上及び最遠軸距が四・四〇メートル以上のもの） 二　第一項に規定する方法により行う技能試験（ＡＴ自動車を使用して行うものを除く。）にあつては、特定普通免許標準試験車両 三　第二項に規定する方法により行う技能試験にあつては、乗車定員三〇人以上のバス型の大型自動車で長さが一〇・〇〇メートル以上、幅が二・四〇メートル以上及び最遠軸距が五・一五メートル以上のもの	最大積載量一〇、〇〇〇キログラム以上の大型自動車で長さが一一・〇〇メートル以上、幅が二・四〇メートル以上及び最遠軸距が六・九〇メートル以上のもの（自衛隊用自動車である大型自動車又は乗車定員三〇人以上のバス型の大型自動車を練習のため若しくは法第八十七条第一項に規定する試験等において運転しようとする者については、それぞれ最大積載量六、〇〇〇キログラム以上の大型自動車で長さが六・六五メートル以上、幅が二・四〇メートル以上及び最遠軸距が四・四〇メートル以上のもの又は乗車定員三〇人以上のバス型の大型自動車で長さが一〇・〇〇メートル以上、幅が二・四〇メートル以上及び最遠軸距が五・一五メートル以上のもの）
中型仮免許	中型仮免許	
一　ＡＴ自動車を使用して行う技能試験にあつては、最大積載量五、〇〇〇キログラム以上の中型自動車（ＡＴ自動車に限る。）で長さが七・〇〇メートル以上、幅が二・二五メートル以上及び最遠軸距が四・一〇メートル以上のもの（乗車定員一一人以上二九人以下のバス型の中型自動車を練習のため又は試験等において運転しようとする者については、乗車定員一一人以上二九人以下のバス型の中型自動車（ＡＴ自動車に限る。）で長さが六・五〇メートル以上、幅が二・〇〇メートル以上及び最遠軸距が三・八〇メートル以上のもの）	一　ＡＴ自動車を使用して行う技能試験にあつては、最大積載量五、〇〇〇キログラム以上の中型自動車（ＡＴ自動車に限る。）で長さが七・〇〇メートル以上、幅が二・二五メートル以上及び最遠軸距が四・一〇メートル以上のもの（乗車定員一一人以上二九人以下のバス型の中型自動車を練習のため又は法第八十七条第一項に規定する試験等において運転しようとする者については、乗車定員一一人以上二九人以下のバス型の中型自動車（ＡＴ自動車に限る。）で長さが六・五〇メートル以上、幅が二・〇〇メートル以上及び最遠軸距が三・八〇メートル以上のもの）
二　［略］	二　［同上］

［12・13　略］

（教習の時間及び方法）

第三十三条　［１～４　略］

５　令第三十五条第三項第一号に規定する教習の科目ごとの教習方法の基準は、次に定めるとおりとする。

一　技能教習については、次のとおりとする。

［イ～ト　略］

［12・13　同上］

（教習の時間及び方法）

第三十三条　［１～４　同上］

５　［同上］

一　［同上］

［イ～ト　同上］